



保育所等の各種申請をおこなう場合は、マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、保育所等の申請の際にはマイナンバーの記載及び申請者の本人確認書類の提示が義務付けられました。

これにより、令和2年度入所申込から保育所等の各種申請についてもマイナンバーの申出が必要となります。個人番号カードや、通知カード等で個人番号を確認し、別紙申出書に記入されご提出いただきますようお願いいたします。また、書類の提出にあたっては、なりすまし等を防止するため申請に来られた保護者の本人確認を下記のとおり実施いたします。ご準備いただくようお願いいたします。

**【本人確認に必要な書類】**

番号確認(正しい番号であることの確認)	本人確認(番号の正しい持ち主であることの確認)
「個人番号カード」	個人番号カードを所持している場合は、このカードで本人確認が可能です。
「通知カード」 「個人番号の記載された住民票の写し」	<ul style="list-style-type: none"><li>・「個人番号カード」</li><li>・「運転免許証」</li><li>・「パスポート」</li><li>・「身体障害者手帳」等</li><li>・「在留カード」 など</li></ul> <p>ただし、上記書類をお持ちでない場合は</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「健康保険証」</li><li>・「年金手帳」、</li><li>・「児童扶養手当証書等」</li></ul> など、2点以上で確認します。

※本人確認が必要な方は、申請をする保護者です(窓口で手続きをする方)。

※申出書に世帯員全員のマイナンバー(個人番号)を記載しご提出ください。